

ほ ぞ ん ば ん
保存版



ほ ぞ し ゃ
保護者のみなさまへ

が っ こ う き ゅ う し ゅ く か ん し 学校給食に関するお知らせ

れい わ ね ん ど か い て い ば ん
＜令和7年度改訂版＞



い ば ら ざ い し ゅ う ね ん け ん ぜ ん い く せ い
茨木市青少年健全育成キャラクター
「ほっとけん！」

こ う ざ ふ り か え き ゅ う よ ふ り か え つ か
口座振替は、給与振替などに使われている
メ ー ン バ ン ク で お 願 い し ま す ！
ね が
も う し こ み し ょ う い か く し ょ う が っ こ う て い し ゅ つ
申込書類は各小学校へご提出ください！

し り つ し ょ う が っ こ う ち ゅ う が っ こ う ざ い せ き し ん き ゅ う て ん こ う
市立小学校・中学校に在籍しているあいだは、進級や転校をしても
こ う ざ へ ん こ う て つ づ き ふ ゃ う
口座の変更手続きは不要です。

し ん し ょ う が く ね ん せ い か く が っ こ う に ゅ う が く せ つ め い か い て い し ゅ つ
新小学1年生は各学校の入学説明会※でご提出く
し ゅ う が く じ け ん こ う し ん だ ん う け つ け
ださい、就学時健康診断では受付できません。

が っ こ ろ じ っ し ご じ つ あ ら た あ ん な い
※1～2月頃実施します。後日改めてご案内します。

【パン】

- *無漂白小麦粉（一等粉）・脱脂粉乳・砂糖・塩
イースト・ショートニングの配合を基本に作っています。
- *保存料などは入っていません。
- *食パン・コッペパン・黒砂糖食パン・オリーブパン
パーカーパン・うずまきパンなどの種類があります。
- *献立によって、いちごジャムやチーズなどがつきます。



【牛乳】
*成分
*1本

【ごはん】

- *米は茨木市産を中心に、国産米を使用しています。
- *月2回程度、麦（大麦）ごはんを実施しています。
（米の10%の麦を入れています。）
- *月1回程度、炊き込みごはんを実施しています。
- *炊飯は指定業者に委託しています。
- *献立によって味付けのり・ふりかけなどがつきます。



- *ごはんの量・パンの大きさは、低・中・高学年で異なります。
児童の成長段階を考慮し、1学期のごはんの量は学年ごとで異なります。
- *パンの日は、水曜日と第1・第3・第5月曜日です。それ以外の曜日はごはんです。

【学校給食献立表】

- *前月に配布しています。献立の内容・主な食品の原材料について掲載しています。
主な食品の原材料については、【毎月の献立表】および【4月の献立表の裏面】でご確認ください。
なお、これらに掲載されていない食品の原材料については、別途お問い合わせください。
- *今月の野菜
地場産の食品使用予定や有機栽培・特別栽培などの情報も掲載しています。
- *テーマを設けた献立
テーマに沿った献立を月1回実施しています。本年度は、「つたえたい日本のあじ」です。



- *このマークの献立は卵（鶏・うすら）除去食の日です。
- *このマークの献立は牛乳（おかず）・乳製品除去食の日です。

⇒ アレルギー等除去対応申請書・学校生活管理指導表を提出した児童に、これらのアレルゲン除去した給食を用意します。

- *このマークの献立は、2回目の揚げ油使用日です。



- *このマークの献立はスチームコンベクションオーブンを使った献立です。
「焼く・蒸す」など、献立にバラエティーをもたせることができます。



食について

うにゅう
【乳】
分無調整の牛乳です。
200mLです。



【おかず】安全でおいしい給食を心がけています！

- * 旬の食材や季節の行事にゆかりのある献立を取り入れています。
- * 和風だしは「削り節」「出し削り」「昆布」「煮干し」などから取ります。
- * シチューに使うルウは、小麦粉・バター・サラダ油で作っています。
また、献立により、ルウのかわりに米粉を使用することもあります。
(米粉のカレー・米粉のクリームシチューなど)
- * ハム・ベーコンやかまぼこ・ちくわなどの加工食品は、可能な限り食品添加物が入っていないものを使用しています。
(原材料の詳細は、4月の献立表・裏面に掲載しています。)
- * 調味料で使用する、しょうゆ・みそ・大豆、なたね油のなたねは、非遺伝子組み換えのものを使用しています。
- * 肉類や野菜類は、国産のものを使用しています。
使用する食材は、食材ごとに安全性を確認し、選定を行っています。
現在、国の放射性物質の規制値を上回る食品については、出荷制限がかけられています。大阪中央卸売市場では、さらに検査が行われています。
- * 食中毒予防のため加熱調理を原則とし、衛生面にも十分配慮しています。

【食物アレルギーへの対応】

- * 「ごはん・パン・飲用牛乳」にアレルギーをお持ちの方は、中止対応をおこないます。
- * 「卵（鶏・うすら）」「牛乳（おかず）・乳製品」を基本とした除去食を実施しています。
- * 児童の安全を第一に考え、原因食物を提供するかしないかの「二者択一」を原則的な対応としています。
(自己除去や多段階の対応はできません。)
- * 「卵（鶏・うすら）」「牛乳（おかず）・乳製品」以外の給食で提供されるアレルギーをお持ちの方は、弁当の持参をお願いします。
- * 医師から給食の全部、または一部を食べないように止められている場合は、給食費を減額します。
(アレルギー等除去対応申請書・学校生活管理指導表、または主治医意見書・学校給食費減額申請書が必要です。)

- * 給食調理には、なたね油を使用しています。揚げ物は、同じ油を2回程度使用することがあります。
- * 献立によっては、ごま油・オリーブオイルを使用することもあります。
- * 食物アレルギー等で対応が必要な場合は、学校へお知らせください。

茨木市のホームページでは、小学校給食について紹介しています。
給食のレシピや、献立表もご覧いただけます。(QRコードを読み取ってください)
☆ 給食についてのお問い合わせは、茨木市教育委員会学務課 (TEL072-620-1681) へお願いします。



えいようしけんきゅうかいさくせい
(栄養士研究会作成)

●学校給食費の手続きについて

学校給食の申込みについては、「学校給食申込書」の提出をお願いします。
「学校給食申込書」は、記入事項に変更がなければ市立小学校・中学校を卒業するまで有効です。

※振替口座などの変更が生じましたら、再度、「学校給食申込書」をご提出ください。

※市立小学校・中学校に在籍しているあいだは、進級や転校をしても口座の変更手続きは不要です。

学校給食申込書（1枚目）と口座振替納付依頼書（2枚目～4枚目）は、複写になっています。お手数ですが、お子さま1人ごとに、それぞれ、必要事項をご記入のうえ、**各学校に提出**をお願いします。

※6ページ以降に記入例がありますので、参考にしてください。



**期日までに学校給食申込書兼口座振替納付依頼書等を
がっこう
学校へ提出してください！！**

※**新小学1年生は入学説明会でご提出ください。就学時健康診断では受付できません。**

●給食費は何に使われているのでしょうか

保護者のみなさまからお支払いいただく学校給食費は、毎日の給食に使用する食材の購入費用に使っています。

※「学校給食法」では、給食の実施に必要な施設及び設備に関する経費並びに人件費等は設置者（市）の負担、その他の経費は保護者の負担となっており、市では食材費を勘案した額を給食費として保護者のみなさまにご負担いただいています。



● 小 学 校 の 給 食 費 は、 い く ら で し ょ う か

1 食 あたり、低学年（1・2年生）220円、中学年（3・4年生）230円、高学年（5・6年生）240円です。

年間195回（予定）の給食が実施された場合は、低学年42,900円、中学年44,850円、高学年46,800円です。給食の実施回数は学校（学年）によって異なります。

（令和6年度の内訳一覧）

がくねん 学年	きゅうしょくひ 給食費	きゅうしょくひうちわけ 給食費内訳			
ねんせい 1・2年生	えん 220円	パン	パン	ぎゅうにゅう 牛乳	おかず
			50円	70円	100円
		ごはん	ごはん	ぎゅうにゅう 牛乳	おかず
			64円	70円	86円
ねんせい 3・4年生	えん 230円	パン	パン	ぎゅうにゅう 牛乳	おかず
			52円	70円	108円
		ごはん	ごはん	ぎゅうにゅう 牛乳	おかず
			68円	70円	92円
ねんせい 5・6年生	えん 240円	パン	パン	ぎゅうにゅう 牛乳	おかず
			54円	70円	116円
		ごはん	ごはん	ぎゅうにゅう 牛乳	おかず
			72円	70円	98円



● 給 食 費 の 納 付 方 法 は

口座振替（口座引落）による納付となります。

当月分は翌月27日、残高不足等による再振替は翌々月の15日です。

単価×学校（学年）ごとの実施回数の実績額を徴収します。

納付は5月から翌年4月（9月を除く。8月分は9月分と併せて10月に振替えます）までの年11回に分けてお支払いいただきます。

口座振替は、市内に本支店のある16の金融機関が利用できます。下記の金融機関であれば、茨木市内・市外を問わず、いずれの支店の口座でも指定できます。

口座振替に係る手数料は、市が負担します。保護者のみなさまには、給食費（食材費を勘案した額）のみをご負担いただくことになります。

※ 口座振替手続きができる金融機関

三菱UFJ 銀行、りそな銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、滋賀銀行、関西みらい銀行、池田泉州銀行、京都銀行、徳島大正銀行、北おおさか信用金庫、尼崎信用金庫、大阪信用金庫、近畿労働金庫、近畿産業信用組合、茨木市農業協同組合、ゆうちょ銀行

給与振込口座などに使われている口座でお申し込みください。

がっこうきゅうしよくもうしこみしよおよ こうざふりかえのうふいらいしよ きにゅうほうほう **学校給食申込書及び口座振替納付依頼書の記入方法**

がっこうきゅうしよくもうしこみしよおよ こうざふりかえのうふいらいしよ まいふくしゃ
学校給食申込書及び口座振替納付依頼書は4枚複写になっています。ボールペン（消せるボールペンは不可）で強めに記入してください。

おてすう ひとり がっこうきゅうしよくひ こうざふりかえ てつづ ひつよう
お手数ですが、お子さま1人ごとに学校給食費の口座振替の手続きが必要ですので、よろしくお願いします。

ていせい さい ていせいかしよ にじゅうせん け きんゆうきかんとどけでいん いんかん れ す こうざ ばあい
訂正の際は、訂正箇所を二重線で消し、金融機関届出印（印鑑レス口座の場合は認め印）を訂正印として押印してください。（2・3枚目も）

がっこうきゅうしよくもうしこみしよ きにゅうれい まいめ **学校給食申込書の記入例（1枚目）**

まいめ ふくしゃ
**4枚目まで複写になっているか
 確認をお願いします。**

様式第1号（第4条関係）

茨木市学校給食申込書

（申込先）茨木市長

学校給食の提供を受けたいので、次のとおり申し込みます。

太線枠内に必要事項を記入してください。

児童生徒の氏名等	茨木市立 □ □ □ 小学校 中学校		申込日	00年 00月 00日	
	氏名		イバラキ タロウ		
学校給食を受ける者	☒ 新1年生 ☐ 教職員	年 組 番	生年月日	00年 00月 00日	
申込者	フリガナ	イバラキ イチロウ	（〒）	567-8505	
学校給食費負担者	氏名	茨木 一郎	住所	茨木市駅前三丁目8番13号	
			電話	（072） 622 - 8121	

口座振替申込について、次ページをご記入ください。

じどうせいとめいなど がっこう がっきゅう しめい もうしこみしや ほごしやしめい じゅうしょ でんわ
児童生徒名等（学校、学級、氏名）・申込者（保護者氏名、住所、電話）については、2枚目以降の口座振替納付依頼書に複写になります。

きにゅうれい しんいちねんせい
※記入例は、新一年生のものです。

こ ざいこうせい ばあい がくねん くみ しゅつせきばんごう きにゅう
お子さまが在校生の場合は、学年、組、出席番号をご記入ください。

入力日	確認印	整理番号	日付印

（茨木市保管）

こうざふりかえのうふいらいしよ きにゅうれい まいめいこう
口座振替納付依頼書の記入例（2枚目以降）

① きんゆうきかん ぎんこうがい ほかい
金融機関(ゆうちょ銀行以外)の場合

(様式第1号A)

茨木市学校給食費 口座振替納付依頼書
自動払込利用申込書

取扱金融機関 御中
ゆうちょ銀行

新規・解約

太線枠内に必要事項を記入のうえ押印してください。

申込日		令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	
児童生徒名等 (学校、学級)	茨木市立 〇 〇 〇 小学校 中学校	フリガナ	イハラキ 知ウ
納付義務者 (保護者等)	〇 新1年生 〇 教職員 年 組 番	氏名	茨木 一郎
フリガナ	イハラキ イロウ	生年月日	昭 567
氏名	茨木 一郎	住所	茨木
金融機関	〇 〇 銀行 信金・信組・労働金庫・農協 △ △	電話	(072) 622 - 8121
金融機関コード	1 2 3 4	支店コード	5 6 7
預金種目	普通 ① 当座 ②	口座番号 (右づめ)	1 2 3 4 5 6 7
記号 (6桁目がある場合は※欄に記入して下さい)	番号 右から総てご記入ください。6桁に満たないときは空白に記入してください。	金融機関届出印	
ゆうちょ銀行	1 〇	茨木	
フリガナ	イハラキ イロウ	(〒567 - 8505) (電話 072 - 622 - 8121)	2枚目も押印
氏名	茨木 一郎	住所	茨木市駅前三丁目8番13号
種目コード	166	契約種別コード	30
払込先加入者名	茨木市会計管理者	払込先口座番号	00980-1-960936
毎月			

児童生徒名等(学校、学級、氏名)・納付義務者(保護者等)氏名、住所、電話)については、児童生徒名等『学校給食申込書』の記入により複写となっていますので、記入の必要はありません。

きゅうしよくひきおと きぼう こうざ きにゅう
給食費引落しを希望する口座をご記入ください。
(保護者口座でなくても可)

きんゆうきかんとどけでいん お
金融機関届出印を押してください。
3枚目にも忘れずにお
印は鮮明に押してください。
※印鑑レス口座の場合はかわりに任意の印
(認め印)を押してください。

じどうせいと まい いばらきりつしやうがっこう かよ こ ふたり まい こうざふりかえのうふ
児童生徒ごとに1枚(茨木市立小学校に通うお子さまが2人のときは2枚)の口座振替納付
依頼書をご記入ください。

※期日までに、各学校へご提出ください。新小学1年生は入学説明会でご提出
ださい。就学時健康診断では受付できません。

※後日、保護者控えを学校から返却しますので、4枚目を切り離さないでくだ
さい。

こうざふりかえつづき きんゆうきかん
口座振替手続ができる金融機関

みつびし ぎんこう ぎんこう みつ いすみともぎんこう ぎんこう
三菱UFJ 銀行、リソナ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、
しがぎんこう かんさい ぎんこう いけだせんしゅうぎんこう きょうとぎんこう
滋賀銀行、関西みらい銀行、池田泉州銀行、京都銀行、
とくしまたいしやうぎんこう きた しんやうきんこ あまがさきしんやうきんこ
徳島大正銀行、北おおさか信用金庫、尼崎信用金庫、
おおさかしんやうきんこ きんきろうどうきんこ きんきさきぎやうしんやうくみあい
大阪信用金庫、近畿労働金庫、近畿産業信用組合、
いばらきのうぎやうきやうどうくみあい ぎんこう
茨木市農業協同組合、ゆうちょ銀行



おういん ふせんめい ほかい
押印が不鮮明な場合
は、返却になります。

② ゆうちょ銀行の場合

(様式第1号A)

茨木市学校給食費 口座振替納付依頼書 自動払込利用申込書

取扱金融機関 御中
ゆうちょ銀行

新規・解約

太線枠内に必要事項を記入のうえ押印してください。

申込日		令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	
児童生徒名等 (学校・学級)	茨木市立 〇 〇 〇 小学校 中学校	フリガナ	イハキ 知ウ
〇 新1年生 〇 教職員	年 組 番	氏名	茨
納付義務者 (保護者等)	フリガナ	イハキ イロウ	(〒 567 - 8505)
氏名	茨木 一郎	住所	茨木
指定預(貯)金口座 ※ 金融機関又はゆうちょ銀行いずれかの欄に記入	ゆうちょ銀行以外	銀行・信金・信組・労働金庫・農協	本店・支店・支所・出張所
金融機関コード	普通 ① 当座 ②	口座番号(右づめ)	072 622 8121
記号 (右から順に記入してください。8桁に満たないときは頭に0を記入してください。)	番号 (右から順に記入してください。8桁に満たないときは頭に0を記入してください。)	金融機関届出印	
1 4 0 9 0	1 2 3 4 5 6 7 8	茨木	
口座名義人	フリガナ	イハキ イロウ	(〒 567 - 8505) (電話 072 - 622 - 8121)
氏名	茨木 一郎	住所	茨木市駅前三丁目8番13号
種目コード	契約種別コード	払込先加入者名	払込先口座番号
166	30	茨木市会計管理者	00980-1-960936

給食費引落しを希望する口座をご記入ください。
(保護者口座でなくても可)

金融機関届出印を押してください。
3枚目にも忘れずに押してください。
印は鮮明に押してください。
※印鑑レス口座の場合はかわりに任意の印
(認め印)を押してください。

児童生徒ごとに1枚(茨木市立小学校に通うお子さまが2人のときは2枚)の口座振替納付
依頼書をご記入ください。

※期日までに、各学校へご提出ください。新小学1年生は入学説明会でご提出
ください。就学時健康診断では受付できません。
※後日、保護者控えを学校から返却しますので、4枚目を切り離さないでくださ
い。

● いばらきしがっこうきゅうしょく ていし さいかい とどけ
茨木市学校給食（停止・再開）届

ちょうきけつせき てんしゅつなど きゅうしょく ちゅうし きゅうしょく さいかい ばあい
 長期欠席や転出等で給食を中止、または給食を再開する場合は、
 わす とどけで
 忘れずに届出を！！

がっこうきゅうしょく ていし きゅうじつ のぞ れんぞくみつ かいじょう ばあい け が
 学校給食を停止（休日を除く連続3日以上）しようとする場合は、ケガや
 びょうき ちょうきけつせき しがい てんしゅつ ていし ひ へいじつ
 病気で長期欠席するときや市外へ転出するときは、停止しようとする日の平日
 の3日前まで、その他の理由による場合は、前月の15日までに、「学校給食
 停止（再開）届」を学校に提出してください。

また、停止していた給食を再開したい場合も、給食を再開したい日の平日
 3日前までに「学校給食停止（再開）届」を学校に提出してください。

※届出書（様式第6号）、申請書（様式第4号）は学校にあります。

また、市ホームページのトップページの「オンラインサービス」内の
 「小学校給食に関する申請書・届出書等」からもダウンロードできます。

※ 給食を止める手続きをされない場合は、給食費はそのまま請求されま
 すので、ご注意ください。

※再開の手続きが遅れますと、給食を提供できない日が発生しますので、
 ご注意ください。

※提出日から食材発注停止まで2日間を要するため、平日3日前までに手
 続きしてください。

様式第6号（第10条関係）

〇〇年 5 月 20 日

茨木市学校給食（停止・再開）届

（届出先）茨木市長

保護者等
（学校給食費負担者）

住 所 茨木市駅前三丁目 8-13

氏 名 駅前 太郎

電話番号 072-620-1681

学校給食を（停止・再開）したいので、次のとおり届け出ます。

児童の氏名等 （学校給食を受ける者）	学校名	茨木市立 中央 小学校	1 年 2 組 8 番
	フリガナ	えきまえばなこ	
	氏 名	駅前 花子	
停止するとき	停止の理由	① 傷 病 2 転 出 ・ 私立小学校への転校 3 その他	
	停止予定期間	〇〇年 6 月 1 日 から 〇〇年 7 月 17 日 まで	
	再開するとき	再開予定日	年 月 日

● いばらきしがっこうきゅうしょくひげんがくしんせいしよ
茨木市学校給食費減額申請書

アレルギー^{など}等で給食^{きゅうしょく}を全部^{ぜんぶ}または一部^{いちぶ}中止^{ちゅうし}するときは、申請^{しんせい}を！！

食物アレルギー^{しょくもつ}等で年間^{ねんかん}を通じて給食^{きゅうしょく}を全部^{ぜんぶ}または一部^{いちぶ}食べられない場合は、主治医^{しゅじい}の指示^{しじ}等の情報^{じょうほう}について、学校^{がっこう}と十分^{じゅうぶん}に相談^{そうだん}をしていただき、「学校給食費減額申請書^{がっこうきゅうしょくひげんがくしんせいしよ}」を学校^{がっこう}に提出^{ていしゅつ}してください。新入生^{しんにゅうせい}のかたは、できるだけ入学式^{にゅうがくしき}までに申請書^{しんせいしよ}の提出^{ていしゅつ}をお願いします。申請^{しんせい}により、給食^{きゅうしょく}の全部^{ぜんぶ}、または一部^{いちぶ}（給食区分^{きゅうしょくくぶん}ごと）を食べない場合は、その分の学校給食費^{がっこうきゅうしょくひ}は徴収^{ちようしゅう}しません。

※食物アレルギー^{しょくもつ}等で中止^{ちゅうし}される方は主治医^{しゅじい}の学校生活管理指導表^{がっこうせいかつかんりしどうひよう}の提出^{ていしゅつ}が必要です。

※おかずの一部^{いちぶ}にアレルギー原因食品^{げんいんしょくひん}があってそれを食べなくても、他^{ほか}のおかず^{おかず}を食べる場合は、おかず代^{ちようしゅう}は徴収^{ちようしゅう}します。

※有効期間^{ゆうこうきかん}（期限^{きげん}）は翌年^{よくとし}3月^{がつ}までですので、毎年^{まいとし}申請^{しんせい}してください。

※提出日^{ていしゅつび}から食材発注停止^{しょくざいはつちゅうていし}まで2日間^{ふつかかん}を要^{よう}するため、平日^{へいじつ}3日前^{みっかまえ}までに手続^てししてください。

様式第4号（第9条関係）

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

茨木市学校給食費減額申請書

（申請先）茨木市長

保護者等
（学校給食費負担者）

住 所 茨木市駅前三丁目8-13
氏 名 えきまさ はなこ
電話番号 072-620-1881

学校給食費の減額を受けたいので、次のとおり申請します。

児童の氏名等 （学校給食を受ける者）	学校名	茨木市立 中央 小学校 1 年 2 組 8 番			
	フリガナ	えきまさ はなこ			
	氏 名	駅前 花子			
中止を希望する日	中止を希望する給食区分				
毎 日	1 ごはん	② パン	3 おかず	④ 牛乳	
献立に特定の食材が含まれている日	① ごはん	2 パン	③ おかず		
中止の理由	1 食物アレルギーのため （アレルギー品目：小麦、乳、えび、魚介類） 2 その他				
中止希望期間	令和 ○ 年 4 月 1 日 から 令和 ○ 年 3 月 31 日 まで				

備考

- 「中止の理由」が食物アレルギーによる場合にあっては学校生活管理指導表を、その他の理由による場合にあっては医師の診断書等その内容が分かる書類を添付してください。
- 「中止を希望する給食区分」の該当する番号に○印を付けてください。該当する番号が複数ある場合は、その全てに○印を付けてください。
- 「おかず」の中止は、全てのおかずを中止する場合のみに○印を付けてください。
- 「献立に特定の食材が含まれている日」の給食を中止する場合は、通学している学校に中止する日を報告してください。

給食費に関するQ&A

Q1 いくら払えばいいか、お知らせはいつ頃来ますか？

A1 5月下旬頃に、学校を通じて「納付額決定通知書」をお配りする予定です。
その通知書には、お支払いいただく給食費の額や納期限が記載されていますので、ご確認ください。

Q2 PTA会費や教材費も給食費と一緒に市が徴収するのですか？

A2 PTA会費や教材費、校外活動費、修学旅行積立金などの学校徴収金は、
学校ごとに種類や時期、金額等が異なるため、市ではなく学校で徴収を行います。

Q3 保護者名と口座名義人が違っていても、手続きはできますか？

A3 可能です。

Q4 口座振替が残高不足等で引落しができなかった場合はどうなりますか？

A4 毎月、27日に前月分の給食費の口座振替（口座引落）をします。残高
不足等により引落不能となった場合は翌月の15日に再振替します。
再振替でも引落不能となった場合は、学校を通じて督促状とともに
納付書をお渡しします。納期限までに、金融機関窓口の開設時間内に、
納付書を使って納付していただくことになりますので、お仕事やご家庭の
都合など、平日の日中に金融機関窓口へ行く時間が取れない方は、給与振込口座などに使われている口座をご指定いただくことをおすすめいたします。

Q5 納付書はコンビニで支払えますか？

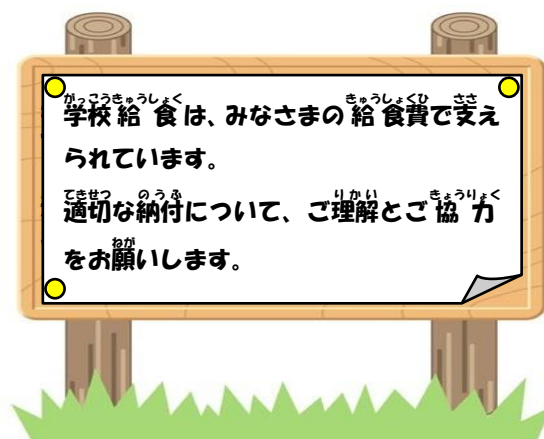
A5 コンビニでの納付（支払）には対応していません。
市指定金融機関窓口でのお支払いをお願いいたします。

- Q6 経済的に給食費を負担することが困難です。どうしたらよいでしょうか？
- A6 前年中の一世帯あたりの所得総額が、所得基準額以下のご家庭や、基準額を超える場合でも、特別な事情により、現在の収入が前年中の収入より著しく減少する場合等は、申請により就学援助の認定を受けられる場合があります。お子さまが通う学校、あるいは教育委員会学校教育推進課就学環境調整グループに一度ご相談ください。

- Q7 学校にお金を持って行ってもいいですか？
- A7 学校では現金のお預かりはいたしません。なお、特別の事情がある場合は、学校または、教育委員会保健給食課 給食係（TEL072-620-1681）までご連絡ください。

- Q8 口座振替納付依頼書を失くしてしまいました。どうしたらいいですか？
- A8 口座振替納付依頼書は、各学校にありますので、お申し出ください。

- Q9 給食費をずっと滞納しているとどうなりますか？
- A9 納付いただけない方に対しては、納付されている方との負担の公平性の確保と財政上の収入の確保に必要な取組みとして、裁判所に対し、支払督促等を申立てる法的措置を行います。



お問い合わせ先
茨木市教育委員会

保健給食課 給食費担当 電話072-620-1681

学校教育推進課 就学環境調整グループ

就学援助担当 電話 072-620-1684

令和7年4月発行